

電気通信市場検証会議（第8回）追加意見

平成30年5月25日（金）に開催された電気通信市場検証会議（第8回）において、大橋座長より、時間の都合上会議の場で発言できなかった意見等があれば、メール等にて事務局までお伝え願いたい旨の連絡があったところ、会議後に構成員から提出された意見は以下のとおり。

<林座長代理>

（1）期間拘束（資料8-5 4頁⑤）

長期割引がない又は300円高いプランの普及も一定程度進んでいるものの、当初の拘束期間経過後は料金そのままいつでも解約できるようにすべきとの声が最も多い（63.3%）という点について、

- ・フリーコース選択する者は、解約する意思を持つ利用者であり、フリーコースを選択してはいつでも解約するため、契約数としては積み上がらないが、フリーコースを選択したいと思うユーザは潜在的には多い、
- ・期間拘束により囲い込まれるので、キャッシュバックで奪う競争の構図になっていると思われるため、MVNOとの公正競争促進の観点から、また、消費者間の不公平感是正の観点から、さらなる実態の検証等が必要ではないか。

（2）端末の一体販売等による囲い込みの問題

モバイル市場における競争上の問題として、

- ・端末の一体販売
- ・キャッシュバック
- ・利用実態と乖離したモバイル料金

等が指摘されているところ、これらは今般の総務省のモバイル検討会や公取委の携帯電話分野に関する意見交換会においても指摘されており、更なる措置等により改善が見込まれる。

（3）ネットワーク効果による映像市場、FTTH市場、モバイル市場の相乗効果

映像市場（多チャンネル数・VOD数）と通信市場（固定・モバイル契約数）はネットワーク効果を有する市場であり、両者は二面市場の関係にある。

キャリアの通信ユーザが増えれば、映像市場のキャリアのチャンネルのラインナップも相乗的に増えていく。

同様に、キャリアのチャンネル加入が増えると、当該キャリアの契約（モバイル契約、卸契約）が相乗的に増えていくという関係がないか検討が必要。

（4）2020年に向けた課題

2020年に4K地上放送番組のネット配信がボトルネック設備を使ったNGN上で展開されることが想定されている。

今後、よもやNTT東西のインフラ独占が強まり、フレッツ以外の電力・CATV事業者が排除されるといった懸念がないかどうか、引き続き検証が必要。

<大木構成員>

(1) 割引総額帰属テストの試行について (資料 8-3 15 頁)

(他の構成員も指摘していたが) このような視点からも競争状況を詳細に把握するという試みは非常に重要だと考える。ソフトバンクに対しても同様の分析が可能になることを強く期待している。

現在、平均の価格と卸料金との比較になっており、データ公表の制約から、「平均価格が卸売価格を上回っている」ことのみ提示されているが、どの程度上回っていればよいのかという視点と、平均での比較ではなく、市場のセグメンテーションを詳細に行った上での比較が必要ではないかと思われる。

(2) キャッシュバックについて (資料 8-5 5 頁⑥)

(こちらも他の構成員が指摘していたが) 販売店と MNO 間との契約によって、結果として上流を含めた電気通信市場における公正競争を阻害するような行為があれば、それをいかに防ぐか、手当が早急に必要であると考えます。

<西村構成員>

○移動系通信市場 (小売市場) (資料 8-5 3 頁①)

「MVNO や MNO のサブブランドも含めた競争が進展」、「MVNO 等を含めた市場の競争を一層加速させる」、「引き続き公正かつ自由な競争環境の確保に努める必要がある」との文言につきまして、他資料での「キャッシュバック」、「不当表示」と同様に、「公正な競争」という文言での統一は必要ではないか。

(電気通信事業法第 1 条とも関連して、独占禁止法の「公正かつ自由な競争」とは若干異なる点、電気通信事業法と当該分野における規制官庁の両者の役割の観点から。)

(以上)